

○財務省告示第二百五十号  
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一项及び政府資金調達事務取扱規則（平成十一年大蔵省令第六号）第五条第十一项の規定に基づき、平成二十九年八月二十一日に発行した割引短期国債及び政府短期証券の発行条件等を次のとおり告示する。

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号 国庫短期証券（第七百二回）

二 発行の根拠 特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条  
九年法律第二十三号）第四十六条  
の法律及びその  
条第一項並びに財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第七条

三 振替法の適用 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）以下「振替法」という。の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。

四 発行方法 価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札」という。）及び価格競争入札と同時に行為れる入札

五

方募

入 価 法 入  
札 格 決  
発 競 定  
行 争 の

を 場 で  
格 国 定 特  
競 債 め 別  
争 市 る 参  
入 場 も 加  
札 特 の 者  
発 行 参 ぜ  
行 加 よ と  
「 と 者 発 行 募 限 度 債 市  
い 第 一 以 下 額 市

ロ

国 債 市 場 特 別 参 加 場  
各 国 債 市 場 特 別 参 加 者 各 申 込  
募 限 度 額 範 囲 内 にお いて 各 申  
込 み の 応 募 額 を 割 り 当 て る 。

六

イ  
発

入 価 行 争 非 者 特 国  
札 格 行 入 価 者 特 国  
発 競 札 格 第 参 債  
行 争 額 発 競 I 加 場

額 面 金 額 一 兆 八 千 六 百 十 億 九  
千 万 円 特 別 計 画 法 律 第  
百 九 十 六 号 法 律 第 一  
十 六 号 法 律 第 一  
十 四 条 第 一 項 第 三  
号 規 定 等 に 基 づ いて  
は 十 六 兆 九 百 十  
億 四 千 万 円 以 上  
の 金 額 を 割 り 当  
て る 。

十二	口	イ	一	十	十	九	八	七	口	イ	口			
償還期限	行争非者特国入価発	争入札格第I加場行争	者・別参加	国債市場	入札発行競争	振替単位	最低額面金	払込金額	行争非者特国入価発	争入札格第I加場行争	国債市場			
ただし、十年八月二十日 償還期が銀行休業日に			八厘	額面金額に	五厘以上それぞれ の応募価格	平成二十九年八月二十一日	す。整数倍の金額によるものと	の記載又は記録は、最低額面金	振替法の規定による振替口座簿	五万円	万八千九百四十二億七千四百	一兆八千九百七十五億七千四百	万三千八百八十八億六千	特別会計に関する法律第四十六 条第一項の規定に基づき発行し た割引短期国債については、

十 十 十 十  
六 五 四 三

払 者 入 場 元 償  
込 者 札 所 金 還  
期 参 加 支 金  
日 加 払 額

平 財 日 額 償 当  
成 務 本 面 還 た  
二 大 銀 金 金 る  
十 臣 行 額 支 と  
九 か 通 百 払 き  
年 から 知 円 に は  
八 通 づ き 〇 そ  
月 知 を つ き の  
二 受 け 百 営  
十 け た 円 業  
一 者 日  
日